ェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１１）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。

（注１２）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則附則第１７条に規定する需要場所の特例により、１の需要場所に２引込の配線とする。

（注１３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注１４）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料

（注１５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注１６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

（注１７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。

（注１８）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

（注１９）使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第七の次に次の様式を加える。

様式第７の２（第１３条の７関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第１５条の９の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額　　円

取戻申請情報			備　考
申請主体の性質（注２）	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人		
取戻事由（注３）	□認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間中の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する （調達期間終了後の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する □太陽光パネルを一部交換する □調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する □法第１５条の１２第１項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた □認定事業者が法第１５条の１１の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）		
解体等に係るパネル容量等	解体等に係るパネル容量	kW	
	認定に係るパネル容量	kW	